

博士学位取得プロセス（博士課程後期課程）

第1学年	4月初旬	履修登録（および研究指導グループの構成） 注1)
	4月末日迄	「年次研究計画書」の提出
	春学期中	院生ワークショップ 注2) などでの発表を経て、学会等での研究報告
	7月中旬～下旬	「経済学ワークショップ」注2) での研究報告
	年度中	学内外での研究報告を踏まえ、「単著論文」（公開可能な論文で20000字程度）または「共著論文」（同左）注3) を作成し、次のいずれかにおいて論文を発表 ①経済学部研究会『経済学論究』またはディスカッション・ペーパー ②国内外の査読付学術雑誌（海外学術雑誌に投稿する場合、事前にディスカッション・ペーパーを作成し、投稿すること）
	1月中旬～下旬	「経済学ワークショップ」での研究報告
第2学年	4月初旬	履修登録（および研究指導グループの構成）
	4月末日迄	「年次研究計画書」「年次研究成果（経過）報告書」の提出
	春学期中	院生ワークショップ、他大学等のセミナーなどでの研究報告、および学会での研究報告
	7月中旬～下旬	「経済学ワークショップ」での研究報告
	年度中	学内外での研究報告を踏まえ、「単著論文」（公開可能な論文で20000字程度）または「共著論文」（同左）を作成し、次のいずれかにおいて論文を発表 ①経済学部研究会『経済学論究』またはディスカッション・ペーパー ②国内外の査読付学術雑誌（海外学術雑誌に投稿する場合、事前にディスカッション・ペーパーを作成し、投稿すること）
	1月中旬～下旬	「経済学ワークショップ」での研究報告
第3学年	4月	履修登録（および研究指導グループの構成）
	4月末日迄	「年次研究計画書」「年次研究成果（経過）報告書」の提出 ※博士学位申請にあたっては、研究科内規「Ⅵ. 博士論文甲号の提出資格」を満たすこと。注4)
	7月中旬	博士学位申請論文概要書を研究科に提出 注5)
	7月末日	研究科委員会において提出資格の承認 注6)
	別途指示	博士学位申請論文を研究科に提出 注7)
	10月～12月	後期課程指導教員委員会での受理委員会の構成
		後期課程指導教員委員会での受理委員会の結果報告、審査委員会の構成
	2月中旬～3月上旬	「博士学位申請論文」の審査委員会における口頭試問を経たのち、公開発表 注8)
	3月中旬	後期課程指導教員委員会での審議を経て学位授与決定 注9)
	3月下旬	「年次研究成果（経過）報告書」を研究科に提出

〈博士学位取得プロセスの「注記」について〉

1) 研究指導グループの設置について

(1)履修登録時に博士課程後期課程学生（以下、院生）に対して、指導教員を中心とする博士論文指導のための研究指導グループ（以下、グループ）を構成することができる。なお、グループ教員は年度ごとに変更してもかまわない。

(2)グループは指導教員を含め 3 名以内の大学院教員（専任講師を含む）をもって構成する。

(3)グループは、おもに下記の指導等をおこなう。

①博士学位申請論文の作成

②研究論文の作成

③博士論文概要書の作成

④その他の研究および研究環境に関すること

なお、(1) と (2) は共同演習や特殊研究などの博士課程後期課程開講科目において指導をおこなうことができる。

2) 院生ワークショップとは、経済学ワークショップ（2 単位）のほか、ランチタイム・ワークショップなど、院生会主催の定例研究会を指す。経済学ワークショップは在籍中 1 回以上履修し、報告することができる。複数回の履修を認めるものの、単位修得は 1 回のみである。履修する場合は、指導教授の指導のもと年次計画を立て、学外担当教員の指導により他大学報告者とともに研究報告をおこなう。

3) 共著論文の場合、その執筆に関して主たる貢献をしたものとする。

4) 研究科内規「VI 1. 博士論文甲号の提出資格」とは下記のとおりである。

①研究演習を 12 単位修得（見込みを含む）していること。

②指導教員が履修するよう指示した授業科目の単位を修得（見込みを含む）していること。

③外国語学力の認定を受けていること。

④国内外での学会報告を 2 回以上おこなっていること。

⑤「単著論文」または「共著論文」を 2 編以上〔うち 1 編以上は、査読付学術雑誌へ投稿され、受理（掲載許可）されたもの〕作成していること。

※なお、査読付学術雑誌には、経済学部研究会『経済学論究』を含む。

5)「博士論文概要書」は、目次および各章の概要を含むものでなければならない。なお、目次を除いて 2,000 字程度とする。

6) 提出資格の有効期限を、原則として承認の時点から後期課程入学後 6 年以内とする。なお、期限内に博士学位申請論文が提出されない場合には、その資格を失う。

7) 共著論文を博士学位申請論文に利用する場合について

①共著論文の内容を博士学位申請論文に利用する場合、全体の 3 分の 1 を超えてはならない。

②利用に関しては、当該論文の主たる部分の執筆者であることについて、共著者からの証明を得ること。

8) 審査委員会での口頭試問を経たのち、公開発表会では博士学位申請論文の内容を報告しなければならない。なお、研究科がその公開発表会を主催する。

9) 学位授与の決定後は所定の期間内に博士論文の公表をおこなうこと。